

長野県パートナーシップ届出制度

届出の手引



目次

1	長野県パートナーシップ届出制度とは.....	2
2	届出をすることができる方の要件.....	3
3	手続の流れ等.....	4
	(1) 手続の流れ.....	4
	(2) 県が交付する届出受領証等のイメージ.....	5
	(3) 手数料等.....	7
	(4) 届出受領証等に記載される届出日.....	7
4	事前調整.....	8
	(1) 事前調整をお願いする理由.....	8
	(2) 連絡先・連絡方法.....	8
5	届出に必要な書類.....	9
	(1) 様式の入手先.....	9
	(2) 必ずご提出いただく書類.....	9
	(3) お子様の氏名を記載するとき提出が必要な書類.....	10
	(4) 届出書類の提出先.....	10
	(5) 届出者がお二人とも転入予定の場合.....	11
6	本人確認.....	12
	(1) 本人確認の方法.....	12
	(2) 本人確認に必要なもの.....	12
	(3) 通称名の使用を希望される場合の確認書類.....	13
7	届出後の変更、再交付など.....	14
	(1) 届出事項の変更.....	14
	(2) 届出受領証等の再交付.....	14
	(3) 届出受領証等の返還.....	15
	(4) パートナーが亡くなられた場合.....	16
	(5) 届出が無効となる場合.....	16
8	Q & A.....	17
	《参考》民法が規定する婚姻できない親族関係（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲）.....	22

性の多様性や違いを認め 共に支え合う長野県へ

長野県は、誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消と性の多様性への県民の理解の促進を図るため、「長野県パートナーシップ届出制度」の実施要綱を令和5年（2023年）4月20日に制定いたしました。

県は、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことができるように、この制度の趣旨や性の多様性について、周知に努めてまいります。

1 長野県パートナーシップ届出制度とは

「長野県パートナーシップ届出制度」は、性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度です。

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が制度の利用を希望する場合に、お互いを人生のパートナーであることについて県へ届出を行い、県は届出受領証等（5～6ページ参照）を交付して、届出があったことを証明します。

なお、届出受領証等には、お子様（パートナーいずれかの実子又は養子）の氏名等を記載することができます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応する行政サービス等

最新の情報を県ホームページでご案内しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/taiou.html>



2 届出をすることができる方の要件

パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる方（届出対象者）は、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ① 双方がともに成年（満18歳）に達していること。
- ② 双方がともに届け出るパートナー以外の方と婚姻※（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。

※同性婚が法制化されている国で同性婚をされているお二人や、外国で法制化されたパートナーシップ制度を利用されているお二人も、長野県パートナーシップ届出制度に届け出ることができます。

- ③ 双方が当該届出に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

- ④ 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。（最後のページを参照してください。）

ただし、届出対象者の双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は、届け出ることができます。

- ⑤ 次のいずれかに該当すること。

ア 双方又はいずれか一方が長野県内に住所を有すること。

イ 双方又はいずれか一方が長野県内への転入を予定していること。

《参考》民法の関係規定

（近親者間の婚姻の禁止）

第734条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

（直系姻族間の婚姻の禁止）

第735条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

（養親子等の間の婚姻の禁止）

第736条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第729条の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

参照： e-Gov 法令検索（デジタル庁） <https://elaws.e-gov.go.jp/>

3 手続の流れ等

(1) 手続の流れ

① 事前調整

→詳細8ページ

- パートナーシップ関係にある旨の届出をする方（以下「届出者」といいます。）は、電子申請又は電話により県へご連絡ください。
- 県から、届出書、必要書類、受付後の流れなどをご案内します。
- この事前調整において、その後の手続の日時等の打合せを行います。



② 届出書の記入・提出

→詳細9ページ

- 届出者は、県のホームページから届出書などの様式をダウンロードし、印刷して、ご自身で記入の上、必要書類と共に郵送により県へご提出ください。
- プリンターをお持ちでない場合は、届出様式を県から郵送しますので、事前調整の際に申し出てください。
- ご希望により、持参により提出することも可能です。



③ 書類確認

- 県は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電話又は電子メールにより届出者へご連絡します。



④ 本人確認

→詳細12ページ

- Web会議システム等を用いて、原則オンラインにより本人確認を行います。
- ご希望により、対面で実施することも可能です。



⑤ 届出受領証等の交付

- 県は、要件を満たしていると認める場合、「届出受領証明書」及び「届出受領証携帯用カード」を届出者に交付（郵送）します。
- ご希望により、対面で交付することも可能です。


(2) 県が交付する届出受領証等のイメージ

県が届出があったことを証明するために交付する書類には「長野県パートナーシップ届出受領証明書」と「長野県パートナーシップ届出受領証携帯用カード」の2種類があります（この手引の中では、これらを「届出受領証等」といいます。）。

①長野県パートナーシップ届出受領証明書（A4判）

お二人に1枚交付します。

様式第3号（第8関係）子の氏名等を記載する場合
（表面）

 長野県パートナーシップ届出受領証明書

届出者氏名及び生年月日
_____（ 年 月 日生）


生計を一にする子の氏名及び生年月日
_____（ 年 月 日生） _____（ 年 月 日生）

届出日
_____年 月 日

交付番号
第 _____ 号

長野県パートナーシップ届出制度実施要綱の規定に基づき、
以上のおとり届出者両名がパートナーシップ関係にある旨の
届出を受領しました。

年 月 日

長野県知事 

（表面：子の氏名を記載する場合）

②長野県パートナーシップ届出受領証携帯用カード（クレジットカードサイズ）

お二人に1枚ずつ、合わせて2枚交付します。

（表面）

（裏面）子の氏名を記載する場合

カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことに合意したお二人から本県への届出を受領したことを証明するものです。提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

また、個人情報を本人の同意なく口外しないでください。
【問合せ先】長野県県民文化一部 男女共同参画課 026-235-7106
【特記事項】生計を一にする子の氏名

子の氏名 _____ (年 月 日生)
子の氏名 _____ (年 月 日生)

【特記事項】その他

【緊急連絡先】（この欄の記載は任意です。）
私本人が急病や怪我等で緊急の場合は、パートナーへ連絡してください。
パートナー _____ 本人 _____
連絡先 _____ 自筆署名 _____

（裏面）子の氏名を記載しない場合

カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことに合意したお二人から本県への届出を受領したことを証明するものです。提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

また、個人情報を本人の同意なく口外しないでください。
【問合せ先】長野県県民文化一部 男女共同参画課 026-235-7106
【特記事項】

【緊急連絡先】（この欄の記載は任意です。）
私本人が急病や怪我等で緊急の場合は、パートナーへ連絡してください。
パートナー _____ 本人 _____
連絡先 _____ 自筆署名 _____

届出受領証等の「背景デザイン」について

届出受領証等の背景デザインは、本県と「職業教育に関する協定」を締結している「学校法人クリエイティブA 長野美術専門学校」様に御提供いただきました。
（同校のホームページ：<https://www.n-bisen.ac.jp/>）

(3) 手数料等

届出には、手数料はかかりません。

ただし、以下は届出者の自己負担となります。

- 住民票の写し等の必要書類の発行手数料
- 郵送で届出書等を提出する場合の郵送料
- 手続きに係るご自身の通話料・通信料
- 書類提出や届出受領証等の交付のために来庁する場合の交通費 など

(注)県から届出受領証等を交付する際の郵送料や、本人確認に Web 会議システムを利用する場合の県側の通信料を請求することはありません。

(4) 届出受領証等に記載される届出日

届出受領証等に記載される届出日は、原則として県が届出書を受領した日の日付となります。(なお、令和5年7月10日から7月31日までの届出分の届出日の記載は制度の施行日である8月1日となります。)

届出日の記載をお二人の記念日などの日付と合わせたい場合には、事前調整の際に県の担当者にお知らせください。ただし、県が届出書を受領した日より前の日付に遡ることはできません。

4 事前調整

原則として、届出受領証等の交付を受けることを希望する日の2週間前までに事前連絡をお願いします。

また、希望日の3か月前から事前連絡を受け付けます。

事前連絡なしに来庁された場合には、その日のうちにご対応できないことがあります。

(1) 事前調整をお願いする理由

- 様式の誤り、添付書類の不足などを防ぐため
- 来庁により届け出る場合にプライバシーに配慮した届出場所等を確保するため
- 手続の日程を調整するため

(2) 連絡先・連絡方法

- 事前調整に必要な事項を漏れなく確認するため、なるべく電子申請によることをお願いします。
- 電話の場合は、担当者の不在等により後刻又は後日の折り返しのご連絡となる場合があります。

連絡先：長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課

■電子申請

○以下で、随時受付します。

「長野県パートナーシップ届出制度の事前調整に係る県への連絡」

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=34392



■電話 026-235-7106

○開庁日の9時から17時まで

○開庁日：祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
月曜日から金曜日

○担当者が不在の場合は、折り返しの対応となります。

5 届出に必要な書類

(1) 様式の入手先

届出様式は以下の県のホームページからダウンロードしてください。

- 届出者は、下記のホームページから届出書などの様式をダウンロードし、A 4 判の用紙（無色、裏面に印字のないもの）に片面印刷で印刷した上でご自身で記入の上、必要書類とともに郵送により県へご提出ください。
- プリンターをお持ちでない場合は、届出様式を県から郵送します。

長野県パートナーシップ届出制度のご案内のページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/partnership.html>



(2) 必ずご提出いただく書類

<p>① 「長野県パートナーシップ届出書」（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none">● お二人がそれぞれご自身で記入してください。● やむを得ず代筆させる場合は、代筆者の署名と代筆の理由を記載してください。
<p>② 「長野県パートナーシップ届出に関する確認書」（様式第2号）</p> <ul style="list-style-type: none">● お二人がそれぞれご自身で記入してください。● やむを得ず代筆させる場合は、代筆者の署名を記載してください。
<p>③ お二人の住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none">● 3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。● お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。● 住民票の写しには、本籍地、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。● 住民票の写しに代えて、以下の提出も認めます 「住民票記載事項証明書」氏名、生年月日及び住所が記載されたもの 「戸籍の附票の写し」 <p>※届出者がお二人とも転入予定の場合は、11ページの(5)をご確認ください。</p>
<p>④ 独身証明書又は戸籍抄本</p> <ul style="list-style-type: none">● 3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。● 独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。● 外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に<u>日本語の翻訳を添えて</u>提出してください。

(3) お子様の氏名を記載するとき提出が必要な書類

① 「届出受領証等に係る子に関する届出書」(様式第6号)
<ul style="list-style-type: none">● お二人の双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子(パートナー-いずれかの実子又は養子)に限ります。● 里子は、対象となりません。
② 住民票の写し、戸籍抄本など子との関係を確認できる書類
<ul style="list-style-type: none">● 上記(1)の③又は④で提出するお二人の住民票の写し、戸籍抄本などから、子との関係を確認できる場合は、お子様の分の書類を別に提出する必要はありません。

(4) 届出書類の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課

県庁本庁舎 7階

電話 026-235-7106

《郵送の方法》

以下のように郵便番号と担当課名を記載すれば住所の記載は不要です。

<p>〒380-8570</p> <p>長野県庁 人権・男女共同参画課 御中</p> <p style="color: red;">届出書類在中</p>
--

※届出書類在中と朱書きしてください。

(5) 届出者がお二人とも※¹転入予定の場合

- 届出者がお二人とも県外から長野県内に転入する予定の場合にも、9ページに記載されている以下の様式を必ず提出してください。
 - ① 「長野県パートナーシップ届出書」(様式第1号)
 - ② 「長野県パートナーシップ届出に関する確認書」(様式第2号)
- ①「長野県パートナーシップ届出書」(様式第1号)の記載方法の留意点として、住所欄には、現在実際にお住いの住所(県外の住所)を記載してください。
- ②「長野県パートナーシップ届出に関する確認書」(様式第2号)の記載方法の留意点として、「届出要件(第3第1項)の確認」の「第5号該当」で、県内転入予定の□内に✓印を記入してください。
- 添付書類としては、県外の市区町村が交付した住民票の提出は不要です。独身証明書又は戸籍抄本のみを提出してください。

※1 届出者のいずれか一方が長野県内に住所を有する場合は、前のページまでに記載したとおりの通常の方法で届出が可能です。

※2 以上の届出書類の提出や「転入予定者受付票」等の交付は、原則として全て郵送で行います。

届出後の手続の流れ

- 届出受領証の交付に代えて、「転入予定者受付票」(様式5号)を交付します。この裏面に「利用者が長野県内の不動産物件等の契約をしようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆様へ提示することがあります。提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。」等の文言が記載されていますので、ご活用ください。
- 届出日から原則として3か月以内に、長野県内へ転入したことを証明する住民票の写しを提出してください。
- お二人の住民票が提出されたら、届出受領証及び届出受領証携帯用カードを交付します。

6 本人確認

(1) 本人確認の方法

- Web 会議システム等を用いて、原則オンラインにより本人確認を行います。
- 使用する会議システムは事前調整においてご相談します。特に希望がない限り Microsoft Teams を使用します。（届出者側はブラウザを使用して参加できますので、通常はアプリ等のインストールは必要ありません。）
- スマートフォン又はパソコン（マイク、スピーカー及びカメラを備えたもの）が必要です

(2) 本人確認に必要なもの

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかを準備してください。
- ② ①がない場合は、官公署が発行した免許証※など（届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。）
- ③ 通称名を使用する場合は、次項を参照してください。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付き） <input type="checkbox"/> 官公署が発行した身分証明証（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真なし） <input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳

※ 官公署が発行した免許証などの例

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇(ひ)護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書

(3) 通称名の使用を希望される場合の確認書類

通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等）の提示が必要です。

7 届出後の変更、再交付など

(1) 届出事項の変更

- 届出受領証等の交付を受けた方は、住所、電話番号、電子メールアドレス、氏名、子の氏名その他届出書等で届け出た事項に変更があった場合は、届出が必要です。
- 「長野県パートナーシップ届出事項変更届」（様式第7号）に変更内容が確認できる書類に届出受領証等を添付して届け出てください。
- この届出は郵送で行うことができます。県は、書類確認の後、届出者の本人確認を行います。
- 届出受領証等の記載の変更が必要になる場合は、確認後、最初に届け出た日付で再発行した届出受領証等を交付（原則として郵送）します。
- 届出受領証等の記載の変更が必要ではない場合は、確認後、届出受領証を返却（原則として郵送）します。

(注) パートナーシップを解消された場合や双方が県内に住所を有しなくなった場合などは、以下の(3)により届出受領証等を返還してください。

(2) 届出受領証等の再交付

- 紛失や毀損などの事情により届出受領証等の再交付を希望する場合は、届出が必要です。
- 「長野県パートナーシップ届出受領証等再交付申請書」（様式第8号）により届け出てください。
- 紛失等で返還できない場合を除き、上記再交付申請書に届出受領証等を添付して返還してください。
- 紛失等で返還できなかった場合は、発見後速やかに担当課にご連絡の上、指示に従って返還してください。
- この届出は郵送で行うことができます。県は、書類確認の後、届出者の本人確認を行います。
- 本人確認後、当初の届出日付で再発行した届出受領証等を交付（原則として郵送）します。

(3) 届出受領証等の返還

- 以下に該当する場合は、届出受領証等の返還が必要です。
 - ① パートナーシップ関係が解消されたとき。
 - ② 届出をすることができる方の要件（3 ページ参照）を満たさなくなったとき。
 - ③ 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
 - ④ いずれか一方が死亡したとき。
 - ⑤ 双方が届出受領証等の廃棄を希望するとき。
- 「長野県パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届」（様式第9号）により届け出て、届出受領証等を返還してください。
- 届出者が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。
- 本人確認を行いますので、12 ページに掲げる本人確認書類の提示が必要です。

(4) パートナーが亡くなられた場合

- 万一、パートナーが亡くなった場合にも、届出受領証等の返還が必要です。
- 「長野県パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届」（様式第9号）により届け出て、届出受領証等を返還してください。
- 本人確認を行いますので、12 ページに掲げる本人確認書類の提示が必要です。

【届出受理証等を記念として手元に残したい場合】

- 残されたパートナーの方が希望する場合は、返還された届出受領証等にパートナーが死亡した日の翌日以降使用できない旨を明記し、再び交付を受けることができます。
- 「長野県パートナーシップ届出受領事実証明書交付申請書兼届出受領証等使用停止処理後再交付申請書」（様式第11号）により申請してください。
- 本人確認を行いますので、12 ページに掲げる本人確認書類の提示が必要です。

【お二人がパートナーシップの届出をしていた事実の証明が必要な場合】

- パートナーが死亡したため届出受領証等を返還した後に、お二人がパートナーシップの届出をしていた事実を証明する必要がある場合は、「長野県パートナーシップ届出受領事実証明書」（様式第10号）の交付を受けることが可能です。
- 「長野県パートナーシップ届出受領事実証明書交付申請書兼届出受領証等使用停止処理後再交付申請書」（様式第11号）により申請してください。
- 本人確認を行いますので、12 ページに掲げる本人確認書類の提示が必要です。

(5) 届出が無効となる場合

- 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とします。
 - ①届出の内容に虚偽があったとき。
 - ②届出者が届出受領証等を不正に使用又は改ざんしたとき。
- 届出が無効とされた場合は、届出者は遅滞なく届出受領証等を返還しなければなりません。

8 Q&A

Q 1 長野県パートナーシップ届出制度への届出により、戸籍や住民票の記載が変わることはありますか。

A 1 届出により、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q 2 長野県パートナーシップ届出制度と婚姻はどう違うのですか。

A 2 結婚は民法等に定めのある法律行為であり、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、長野県パートナーシップ届出制度をご利用したことにより、上記の法的権利や義務が生じることはありません。

Q 3 長野県パートナーシップ届出制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

A 3 県に支払う手数料等の費用はかかりません。ただし、住民票の写し等の必要書類の発行手数料、郵送で届け出る場合の郵送料、本人確認に Web 会議システムを利用する場合のご自身の通信料、書類の提出や届出受領証等の交付を受けるために来庁する場合の交通費等は、届出者の自己負担となります。

Q 4 手続には事前連絡等が必要ですか。

A 4 届出の方法をご案内して、本人確認の日程等を調整する必要がありますので、事前連絡をお願いします。とりわけ急なご来庁には対応できない場合がありますので、ご承知おきください。

また、原則として郵送やインターネットを利用した手続を行います。郵送には日数を要しますので、交付を希望される日まで十分な余裕をもってご連絡ください。

Q 5 事前調整、届出、本人確認等の手続ができるのは平日のみですか。

A 5 事前調整のための電子申請は随時受け付けます（電子申請を受けて県からご連絡するのは、翌開庁日※となります。）。

また、電話による事前調整とその他の手続は、県庁の開庁日の 9 時から 17 時までの間に対応させていただきます。

※県庁の開庁日は、祝日と年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜から金曜日です。

Q 6 長野市、松本市、須坂市又は駒ヶ根市で宣誓（届出）済みですが、長野県パートナーシップ届出制度を利用することはできますか。

A 6 できます。

Q 7 長野県パートナーシップ届出制度の届出受領証等を示すことによって、県内の市町村や民間事業者のサービスを利用できますか。

A 7 制度の趣旨に賛同する市町村や民間事業者が提供しているサービスがあります。（詳しくは、県のホームページに掲載する利用できるサービス一覧をご確認ください。）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/taiou.html>



Q 8 サービスを利用する際に届出受領証等の提示は必要ですか。

A 8 利用できるサービスには、届出受領証等の提示が必要なサービスもあれば不要なサービスもありますので、利用できるサービス一覧を参考としてください。なお、詳しくは、当該サービスを提供する県機関、市町村、各事業者にお問い合わせください。

Q 9 サービスを受ける際に、届出受領証等を提示した先から県に確認の問い合わせがあった場合はどうするのですか。

A 9 その際は、長野県パートナーシップ届出制度の趣旨・目的を説明し、制度へのご協力とご理解を求めます。

市町村や事業者等から、届出者について届出の有無などの問い合わせを受けても、県は届出者の一切の情報をお答えしません（アウトティング被害を防止するため）。

Q 10 届出できるのは同性の二人だけですか。

A 10 制度の利用にあたり戸籍上の性別は問いません。戸籍上の性別が異性のお二人であっても、一方又は双方が性的マイノリティの方で、他の届出要件を満たしていれば、届け出ることができます。

Q 11 男女の事実婚の二人は届出することができますか。

A 11 性的指向又は性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らす上で、生きづらさを感じている方々（一方又は双方が性的マイノリティのお二人）を対象としているため、事実婚のお二人は対象外です。

Q12 県内に住んでいないと届出をすることはできませんか。

A12 いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は原則として3カ月以内に県内への転入を予定している転入予定者は届出できます。

Q13 転入予定者でも届出できるのはどうしてですか。

A13 入居する住宅の準備に期間を要する場合等が想定されるからです。（転入前に住宅を賃貸する場合、新築のために住宅ローンを申込み場合など）。このような場合には、「転入予定者受付票」を交付します。

なお、県外から転居し新たに住宅を建築するために、あらかじめ住宅ローンの借入などで証明が必要になる場合に、3か月では期間が短いという場合には、県の人権・男女共同参画課担当者にご相談ください。

Q14 届け出る二人は、同居している必要はありますか。

A14 いずれか一方が県内に住所を有すること（転入予定を含む）を要件としていますので、その他の要件を満たしていれば、お二人が同居していなくても届出することができます。

Q15 外国籍でも届出はできますか。

A15 外国籍の方も、いずれか一方が県内に住所を有しているか、または県内へ転入を予定している方であれば届出できます。外国籍の方は、住民票の写し（国内に居住している場合）の他、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q16 外国で同性婚をしている二人でも届出はできますか。

A16 同性婚が法制化されている国で同性婚をされているお二人や、外国で法制化されたパートナーシップ制度を利用されているお二人も届け出ることができます。→

証明書類については、担当課にご相談ください。

担当課：人権・男女共同参画課（026-235-7106）

Q17 養子縁組をしている二人でも届出できますか。

A17 届出しようとしているお二人がパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、届け出ることができます。

Q18 届出は届ける二人で行わないといけませんか。

A18 届出書には、原則としてそれぞれが自署してください。また、Web 会議システムによるか対面で行うかに関わらず、本人確認においてはお二人ともに確認をさせていただきますので、必ずお二人で手続を進めていただくことが必要です。

Q19 他の人に代理で届出してもらうことはできますか。

A19 届出書等の書類の記入については、本人が自署できない場合にほかの方が代筆することが可能ですが、本人確認手続は他の方が代理して行うことはできません。

Q20 通称名を使用する場合は、通称名は何でもいいですか。

A20 社会生活上で、日常的に使用している通称名としてください。なお、通称名を使用する場合は、届出受領証等の裏面に氏名を記載します。

Q21 プライバシーは守られますか。

A21 届出者のプライバシーを確保するため、原則として郵送又は Web 会議システムを活用してた手続を行います。対面での手続を希望される場合には、個室スペースで手続を行うこととしています。

また、担当する県職員が手続に当たりますが、届出者の個人情報については、地方公務員法上の守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q22 届出受領証等はいつ交付されますか。

A22 本人確認手続（Web 会議システムを利用）において、届出等に不備がないことや届出要件に該当していること等を確認の上、原則として郵送による交付とします（届出者のお手元に届くまでに数日かかります。）。

例外として、本人確認手続を対面で行う場合には、原則として即日交付することができます。詳細は、事前連絡の際か又はその後の打合せの際にご相談ください。

Q23 届出受領証等に有効期限はありますか。

A23 届出受領証等に有効期限はありません。

Q24 届出書は何年間保存されますか。

A24 関係書類と共に 30 年間保存します。

Q25 県外に転出する場合、届出受領証等を返還する必要がありますか。

A25 お二人とも県外に転出する場合は、パートナーシップ届出書受領証等返還届とともに届出受領証等を返還してください。

ただし、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を移動する場合を除きます。

Q26 パートナーシップを解消した場合、届出受領証等を返還する必要がありますか。

A26 パートナーシップ届出受領証等返還届とともに届出受領証等を返還してください。

Q27 パートナーが死亡した場合に、二人の関係を公的に証明するものが何もありません。届出受領証等を返還しないことはできますか。

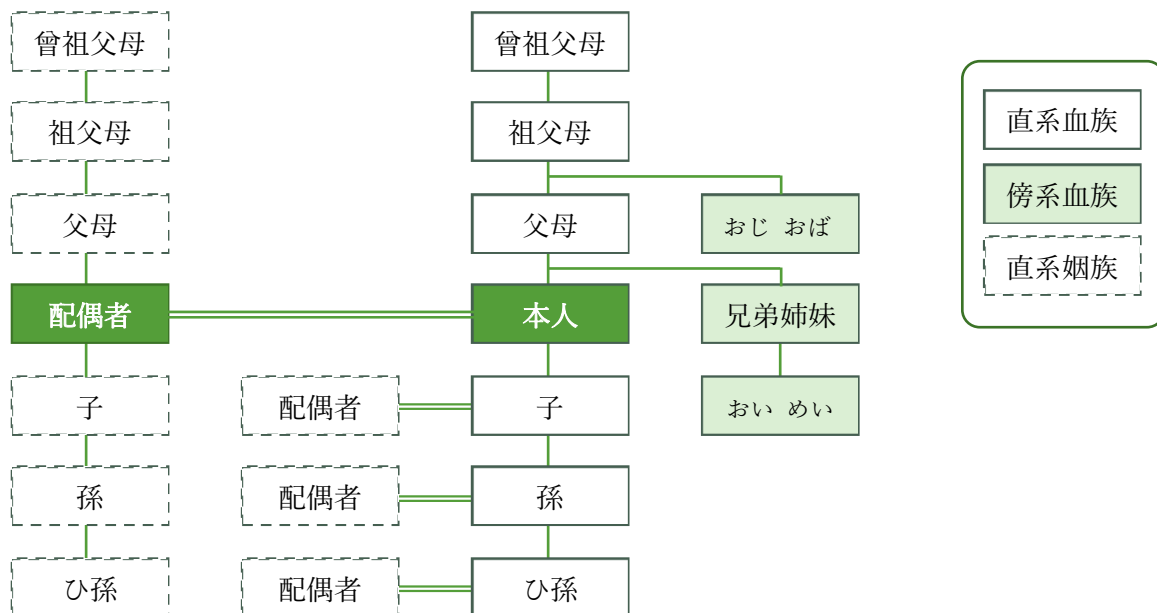
A27 万一、パートナーが亡くなった場合にも、いったん届出受領証等は返還していただく必要があります。しかしながら、残されたパートナーの方が希望する場合は、返還していただいた届出受領証等の効力を止めて再び交付することができます。また、お二人がパートナーシップの届出をしていた期間があることを証明する「長野県パートナーシップ届出受領事実証明書」を交付することが可能ですので、ご相談ください。

Q28 成りすまし等により悪用されませんか。

A28 県が届出を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

万一、届出の要件に該当しないことが判明した場合は、当該届出を無効とし、届出受領証等の返還を求めます。

《参考》民法が規定する婚姻できない親族関係
 (直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲)



長野県パートナーシップ届出制度の手引
 発行 令和6年11月 (Ver1.1)
 お問い合わせ先
 長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課
 電話 026-235-7106 (直通)
 ファクシミリ 026-235-7389
 電子メール ally@pref.nagano.lg.jp